

職員の虐待行為について

この度、安倍学園の職員1名がご利用者様に対し、身体的虐待に該当する行為をしたことがわかりました。

この件に関しては、事実確認を慎重に行ったうえで、施設内での聞き取り後、行政への通報を行い、警察の捜査及び行政の調査に対応致しました。

また、安倍学園のご利用者様、保護者様に対しましては、施設長・統括施設長・安倍学園係長より令和8年3月下旬に謝罪をいたしました。

<状況>

・2/6(金)19:50過ぎ、職員1名が幼児6名の寝かしつけに対応しており、1名のご利用者様が泣いたことにより、他の利用者が起きてしまうことを懸念し、泣かれていたご利用者様を布団に包んで、お部屋の移動をしました。

・また移動先のお部屋の戸が、ご利用者様がご自身で開けられない（ドアノブに手が届かなくて、戸を押すことが難しい）お部屋でした。

この2つの行為について、静岡市担当課より、身体的虐待の認定を受けました。

・静岡市担当課からは、運営指導時に、下記の改善事項及び助言事項を頂きました。

- 1) 移動の方法及びお部屋を少しでも開けておくような工夫をすること
- 2) 虐待に関する事例を紹介し、従業員に周知徹底を図り、再発防止を徹底すること
- 3) 職員への再教育をすること
- 4) 被虐待者の発見した者に、通報義務が課せられており、発見した者は速やかにしかるべき行政機関へ通報しなければならない。施設内の通報体制を今一度見直し、児童福祉法の趣旨に則した通報が実現されるよう、改善策を講じること。
- 5) 施設の管理者や、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者等が施設内部で起きた虐待の疑いについて従業員から相談を受けた場合、従業員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害者の様子等から、虐待の疑いを感じた場合は、相談を受けた管理者等も通報義務が生じることを認識すること。また法人内での研修等で、当該認識を持つよう管理者等に周知すること。

・各関係機関からのご指導に添い、改善に向けた取り組みはすてに進めております。

今後、二度とこのようなことが起きないようにご利用者様の心理的ケアを第一に考えた再発防止に向けた具体的な取り組みを行っていきたいと思っております。

上記の改善事項及び助言事項に対する改善策は、今月中に改善報告書を提出致します。

この度は、ご不安を与えてしまうこととなり、申し訳ありませんでした。

令和8年4月16日

社会福祉法人 明光会
理事長 寺田 千尋